

宮の杜自治会防犯防災部 防犯防災計画

1 目的

この計画は、宮の杜自治会防犯防災部の防犯防災活動に必要な事項を定め、もって地区内の治安維持、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

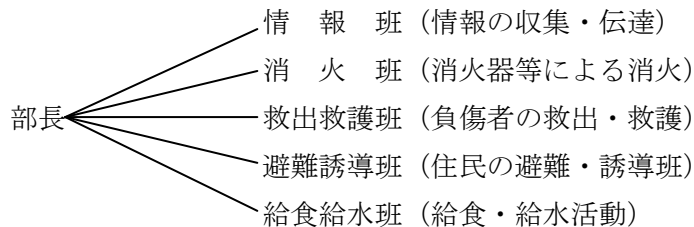
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防犯防災組織の編成及び任務分担
- (2) 防犯防災知識の普及に関する事。
- (3) 防犯防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防犯防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。
- (10) 防犯パトロールの実施に関する事。

3 防犯防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防犯防災知識の普及

地域住民の防犯防災意識を高揚するため、次により防犯防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア 防犯防災組織及び防犯防災計画に関する事。
- イ 防犯、地震、火災、水災等についての知識に関する事。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防犯防災知識に関する事。
- エ 各家庭における防犯防災上の留意事項に関する事。
- オ その他防犯防災に関する事。

(2) 普及の方法

防犯防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

イ 座談会、講演会、映画会等の開催

ウ パネル等の展示

(3) 実施時間

交通安全週間、水災予防運動期間、防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、非難等が迅速かつ的確に行えるようにするために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 飲料水配給・炊き出し訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、上記(2)以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防週間期間中、並びに防災の日に実施する

イ 総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害情報等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、携帯電話、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項に重点を置いて点検整備する。

- ア 下記仕様設備・器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材等の整備状況
- エ その他建物の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ア 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備
- イ 消火器、水バケツ、消火砂などの各家庭への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、次の医療期間または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア 宮野木町 新藤医院
- イ 宮野木町 鈴木内科クリニック
- ウ その他近隣医療機関

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、消防署・警察署等の防災活動期間の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人名に危険が生じ、または生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

千葉市長の避難命令が出たときまたは、部長が必要があると認めたときは、部長は避難誘導班に対し非難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、部長の非難誘導の指示に基づき、住民を避難場所等に誘導する。

(3) 避難場所等

- ア 避難所・避難場所

宮の杜自治会館

イ 広域避難場所

宮野木中央公園

宮野木小学校

緑ヶ丘中学校

千葉北高校

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、市から配布された食料、地域内の家庭または米穀販売業者等から提供の食料の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。